

2027（令和9）年度以降の かながわ水源環境保全・再生施策における 県民参加のあり方に対する提案書

**～県民参加の仕組みの見直しと
順応的管理の着実な推進に向けて～**

令和 年 月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

神奈川県では、県民の良質な水の安定的確保のために、2005（平成17）年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「施策大綱」という。）」を定め、施策大綱に基づき、2007（平成19）年度以降、5年ごとに取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下、「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」として、施策に県民意見を反映させるために設置されたものであり、特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担ってきました。

2024（令和6）年3月に、県民会議では、県による大綱期間終了後の取組の検討に先立ち、施策開始以降、15年間の取組について総合的な評価を行うとともに、その結果に基づいて大綱期間終了後の取組の方向性についての意見書を取りまとめ、県へ提出しました。

その後、県では、これまでの取組の成果や市町村、県議会、関係団体、県民の皆様からの意見等も踏まえ、2026（令和8）年1月に、2027（令和9）年度以降の水源環境保全・再生施策として、新たな長期計画となる「かながわ水源環境保全・再生基本計画（以下、「基本計画」という。）」と「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）（以下、「第Ⅰ期計画」という。）」を策定しました。

新たな基本計画においても、県民会議を継続し、県民参加のもとで事業を推進することとしているため、県民会議として、これまでの取組状況などを踏まえ、今後の県民参加のあり方に対する提案書を取りまとめましたので、県へ提出します。

1 水源環境保全・再生施策における県民参加の意義

かながわの水源環境保全・再生施策（以下、「水源施策」という。）には、「県民参加」と「順応的管理」という大きな2つの特徴があります。

（1）県民の意志を基盤とした施策展開（県民参加の仕組み）

水源環境保全・再生の取組は、県民の「自分たちの住む生活空間にどのような快適さをもとめるのか」という意志を基盤として構築する「生活環境税制」の理念を踏まえて具体化を検討したものです。

森林や河川の保全・再生をはじめ、水源環境の保全・再生には長期にわたる継続的な取組が必要ですが、県民の意志を基盤とし、県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化するのであれば、施策に県民の意志を反映し、県民に施策効果を明示すること、さらには施策の見直しや立案、実施に県民自身も参加できる仕組みが必要です。

そこで、施策に県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして県民会議が設置され、県民参加の下で施策が推進されています。県民会議の機能は以下の3つです。

① 施策の立案・見直しに対する県民の参加と意志の反映

県・市町村等が取り組む事業に対する幅広い県民意見や提案等を求めるとともに、有識者や関係団体、一般県民等が一堂に会し、水源環境保全・再生の方策等について議論し、施策の見直しや立案に県民の意志を反映してきました。

② 県民参加事業の推進

県民会議では、県民参加の下で水環境のモニタリングや県民に対する普及・啓発活動などの取組を推進するため、公募委員を中心とした「事業モニターチーム」や「情報発信チーム」を設置するとともに、県民主体の取組や県民・NPO等と行政との協働による取組を推進するため、「市民事業専門委員会」を設置し、水源環境保全・再生に関する市民事業支援制度を検討してきました。

③ 水源施策の評価と見直し

水源環境保全・再生の推進に当たっては、事業の推進と併せて行うモニタリング調査の結果等により科学的知見に基づく施策効果の検証を定期的に行い、事業の見直しを行うこととしています。

そのため、県民会議には学識者等で構成する「施策調査専門委員会」を設置して施策の効果検証等を行うとともに、その結果を県民会議で議論し、施策の評価をまとめ、以後の事業の見直しに反映してきました。

（2）順応的管理※の考え方に基づく施策推進

水源環境の保全・再生を図るには、森林や河川の整備など、長期にわたる継続的な取組が必要ですが、自然を対象とした取組であることから、施策の実施によりどのような効果が現れるかについては、他の施策や自然条件によって大きく左右されます。

そのため、事業と並行してモニタリング調査を実施し、施策の効果を確認しながら最新の科学的知見と併せて定期的に見直しを行う「順応的管理」の考え方にに基づき、施策を推進してきました。

施策大綱では、20年間にわたる施策の全体像を明らかにした上で、5年間ごとに実行計画を策定し、特別対策事業を実施してきました。県民会議では、実行計画による5年間の成果等を踏まえて見直しを行い、次期の実行計画を策定するため、次期計画に対する意見書を作成し、県に提出することで、効果的な施策展開を図ってきました。

※ 計画の実行過程をモニタリングし、モニタリングの結果を分析・評価し、最新の科学的知見とあわせて、必要な計画の見直しを行うもの

2 これまでの県民参加の取組について

(1) 県民会議について

ア 活動実績

県民参加の仕組みとして、2007（平成19）年に有識者・関係団体・公募委員で構成する県民会議が設置され、現在、特定課題を検討する2つの専門委員会と2つの作業チームを組織し活動しています。

2025（令和7）年度までの19年間で県民会議を65回、施策調査専門委員会を74回、市民事業専門委員会を103回、事業モニターを63回開催し、事業の点検・評価や市民事業への支援制度の検討などを行うとともに、県民フォーラムの開催（60回）やニュースレターの発行（25回）、リーフレットや絵本・紙芝居を作成し、県下の小学校等に配布するなど、県民への広報活動を行ってきました。

また、2020（令和2）年には、作業チームの再編を行うなど、状況に応じて組織体制も変更してきました。

イ 施策への県民意見の反映

「かながわ森林塾の実施」や「生活排水処理施設設置支援区域の拡大」など、県民会議で作成した特別対策事業の点検結果報告書や次期計画への意見書の内容を受け、特別対策事業が追加・拡充されるなど、県や市町村が行う事業が見直されてきました。

また、県民会議や施策調査専門委員会において、モニタリングに関する新しい取組や手法も適宜議論され、実施されてきていることから、「県民参加」の仕組みが機能し、施策に県民意見が反映されていると考えます。

(2) NPO団体等への支援（市民団体の活動支援）

水源環境保全・再生の取組については、県や市町村など行政だけでなく、県民主体の取組や県民・NPO等と行政との協働による取組を推進するため、市民事業への支援制度の検討が進められてきました。

2007（平成19）年度に県民会議の市民事業等審査専門委員会（当時）が、県内団体へのアンケート調査やヒアリング結果、県民会議委員の意見などを基に市民事業支援制度の検討を行い、2007（平成19）年12月及び2008（平成20）年2月に報告書を知事に提出しました。この報告書に基づき、県では市民事業支援補助金制度を創設し、2008（平成20）年度から支援を開始しています。その結果、2025（令和7）年度までに延べ277団体425事業に対し、補助を行ってきました。

また、財政面以外の支援としても、団体相互のネットワーク形成や活動の自立化、継続性等が図られるよう市民事業交流会として、意見交換会や安全な活動のための講習会、ファンドレイジング講座の開催など、様々な企画を実施してきました。

こうした取組を推進したことで、市民活動の定着や高度化支援を目的に、多くの団体を支援することができ、水源環境の保全・再生のすそ野の広がりに寄与したと考えています。

(3) 順応的管理の考え方に基づく施策推進

施策開始時点では、下層植生が回復することによって、森林から流れ出る水量への影響や土砂流出にどの程度影響が出るかなど、事業の効果を予測するための科学的知見が乏しい状況でしたが、これまでの各種モニタリング結果等により、新たなデータや知見が蓄積されてきています。そのようなデータに基づき、県民会議での事業評価を行うとともに、次期計画への意見などを取りまとめ、県に提出することで、水源環境保全・再生の取組を適宜変更して進めてきました。

こうしたことからこれまでの取組の中で、順応的管理の考え方に基づく施策の推進が図られてきたものと考えます。

3 2027（令和9）年度以降の水源環境保全・再生施策における展望

（1）施策大綱から基本計画へ

これまでの施策大綱と今後の基本計画の概要は表1のとおりです。目的や計画期間、対象地域に大きな違いはありませんが、対象とする事業の考え方が大きく変わりました。

水源施策が開始された当初、かながわの水源環境は、森林の荒廃や、生活排水対策の遅れによる水質汚濁などによるダム湖におけるアオコの異常発生など、危機的な状況となっていました。そのため、水源かん養など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる事業を対象としていました。

これまでの取組により水源環境は回復し、危機的な状況を脱しましたが、回復した水源環境を次世代に引き継ぎ、これまでの施策の効果を無に帰すことなく将来にわたり維持していくことが重要です。また、近年、洪水や土砂災害を引き起こす豪雨や台風が頻発化・激甚化している点や生物多様性の保全や脱炭素社会の実現、循環型社会づくりなど、持続可能な社会を形成するための動きも加速化している点などを踏まえ、新たな環境や社会の変化も踏まえた課題への対応も重要となります。

県が策定した基本計画においても、施策推進に当たっての基本的考え方に、「森林や河川を社会的共通資本ととらえ、多面的機能を確実に発揮させることを目的として、順応的管理の考え方に基づき、長期的な展望をもって施策を展開すること」、「森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることで、頻発化する自然災害への対応や生物多様性の保全など、新たな課題にも寄与することができる施策を推進すること」と記載しており、今後の新たな施策展開に期待します。

＜表1：施策大綱と基本計画の概要＞

施策大綱		基本計画
良質な水の安定的確保	目的	同左
20年 (2007～2026（平成19～令和8）年度)	計画期間	20年 (2027～2046（令和9～28）年度)
水源かん養など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる事業 水源環境保全・再生を支えるために必要な仕組みに関する事業	対象事業	回復した水源環境を良好な状態で維持し、公益的機能を持続的に発揮させるために必要な事業 近年頻発化する自然災害への対応や生物多様性の保全など、環境や社会の変化に伴う新たな課題にも寄与することができる事業
水源保全地域	対象地域	同左

（2）今後の検討事項

危機的な状況からの回復を目指したこれまでの「第1ステージ」から、回復した水源環境の維持と公益的機能の持続的発揮を目指す「第2ステージ」へ移行することを踏まえ、2027（令和9）年度以降の第I期計画では、所有者に返還された森林の機能維持や水源環境に配慮した植替えの実施、里山林の整備など新たな取組も開始されます。こうした点を踏まえ、施策の進捗や効果を示すための指標や新たなモニタリングの実施などを検討する必要があります。

また、かながわの水源環境を今後も良好な状態で維持するためには、県民全体で守るという意識の醸成が欠かせないため、NPO団体等への支援についても、現在の団体のニーズなどを踏まえた支援策の検討が必要となります。加えて、水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかなければならないという理念のもと、県民全体で水源環境を支えていくためには、都市部住民など水源地域から離れて暮らす方にも水源施策や水源環境保全税に理解いただくことが重要です。

県民会議としても、引き続き、施策の立案（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）の各段階において、県民の意志を反映できるよう、順応的管理の着実な推進に向けた体制等を構築する必要があります。

4 県民参加のあり方の基本的考え方（総論）

（１）県民参加の仕組みの見直しについて

施策大綱において、税制大綱時からの考え方を基に、施策に県民意見を反映させるため、県民会議を設置するとともに、県民フォーラムなどで県民意見を取り入れる仕組みを構築してきました。これまでの取組状況から、独自課税を課している他県の取組と比べても非常に多くの活動を行っており、所期の目的は達成できていると考えます。こうした取組をかながわモデルとして、2027（令和9）年度以降の水源施策においても同様に推進するとともに、必要に応じ、県民参加の仕組みについても見直しを行い、取組を継続する必要があります。

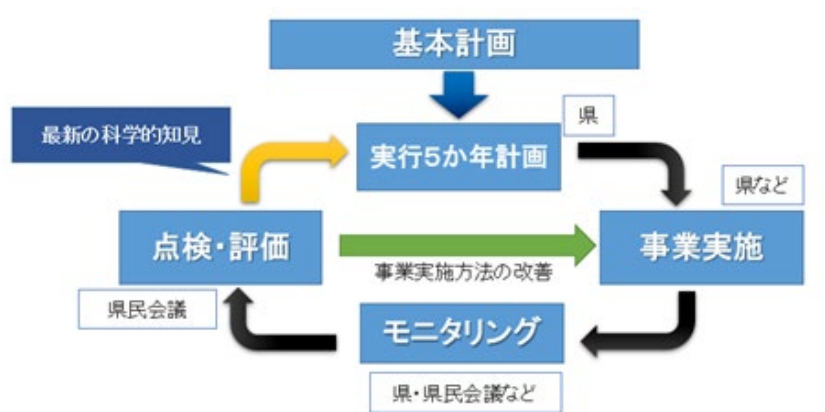
2026（令和8）年1月に、基本計画や第Ⅰ期計画が策定され、2027（令和9）年度以降は、新たな考え方にに基づき、次の20年間の水源施策が開始されます。回復した水源環境を維持し、水源環境の公益的機能を持続的に発揮させるため、また、環境や社会の変化に対応するため、新たな取組も開始されることから、新たな指標の設定や市民事業の支援制度の再検討など、多岐にわたり見直しが必要な部分が出てきます。県民会議としても議論を重ね、現行の体制における課題などを踏まえ、県民参加の仕組みについて見直す必要があります。

（２）順応的管理の着実な推進に向けて

順応的管理の着実な推進に向けては、これまで同様、事業実績や事業効果に加え、県民会議委員による事業モニターや県民フォーラムで収集した県民意見を取り入れた形で施策のPDCAサイクルを回すことが重要と考えます。＜No. 12＞

2027（令和9）年度以降は、危機的状況からの回復を目指したこれまでの「第1ステージ」から、回復した水源環境の維持と公益的機能の持続的発揮を目指す「第2ステージ」へと移行し、県や市町村においては、新たな事業にも取り組むこととしています。特に、森林関係事業においては、里山林の整備や水源環境に配慮した植替えの実施など、事業内容が大きく変わることから、今後20年間のモニタリングが重要であり、データを蓄積することでかながわの水源環境がどのように変わったかを把握することが重要です。＜No. 8、13＞

なお、施策の効果を示す指標については、施策大綱に基づき、県民参加のもとで設定を検討してきましたが、2027（令和9）年度以降の水源施策における新たな指標についても、県民参加のもと、第Ⅰ期中に検討・設定することが望ましいと考えます。自然が対象となる点やカテゴリーによりタイムスケジュールが異なる点、次の20年では維持と再生の視点がある点など、容易ではありませんが、水源施策の目的に合った指標の設定が必要です。その際、近年、SDGsや価値観の多様化などから注目を集める「ウェルビーイング」の視点も取り入れられると望ましいと考えます。＜No. 10、11＞



＜図：水源施策における順応的管理＞

5 県民参加のあり方に対する提案（各論）

（１）水源環境保全・再生かながわ県民会議

- ・ 現在の県民会議の所掌事項である、「水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること」、「県民への情報提供に関すること」、「NPO等が行う水源環境保全・再生に係る事業に対する支援に関すること」については、これまでの水源施策の経緯なども踏まえ、引き続き、県民参加のもとで、事業を推進していくことが重要です。
- ・ 県民会議の人数や構成、専門委員会・作業部会などのチーム編成については、これまでも必要に応じ見直しを図ってきましたが、現行体制に特段大きな問題はないと考えます。ただし、2027（令和9）年度以降に取り組む新たな事業などを見据え、新たな指標の検討や、より効果的な県民への情報発信など、現行の体制では対応が困難な課題が生じる際は、必要に応じ、外部への委託も含め、各委員会・作業チームを支える支援部隊の設置が必要と考えます。＜No. 1、2＞
- ・ 委員の任期について、現行の要綱では、「「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における計画期間の前半は3年、後半は2年とする。」旨を規定していますが、2年という短期間では、施策に対する意見を出すには十分な時間とは言えません。特に公募の委員においては、県民会議委員としての経験や知見を十分に生かすことができる任期の検討が必要です。＜No. 3＞
- ・ 県民会議の正式名称について、長く、固い印象もあるため、「かながわもり・みず未来会議」など、分かりやすく、親しみやすい通称の導入を提案します。＜No. 4＞

（２）施策調査専門委員会

- ・ 施策調査専門委員会では、「施策の進捗や効果を把握するための指標・方法等に関すること」、「施策の点検・評価に関すること」、「施策の実施状況・評価等に関する県民への情報提供に関すること」を所掌事項としており、これまでの取組では、水源施策の評価軸を定め、毎年度、点検・評価を行うとともに、報告書として取りまとめてきました。また、施策大綱において、施策の効果を示す指標については、「本施策大綱に基づいて県民参加のもとで改めて設定を検討します。」と記載されていたことから、県民会議で検討を重ね、かながわ独自の指標を設定し、施策の中間評価や最終評価の際に用いてきました。
- ・ 2027（令和9）年度以降、水源施策の目的等に変更はないものの、危機的状況からの回復を目指したこれまでの「第1ステージ」から、回復した水源環境の維持と公益的機能の持続的発揮を目指す「第2ステージ」へ移行し、県や市町村が取り組む事業や内容が変わるため、次期20年を見据え、第Ⅰ期中に新たな水源環境モニタリングの手法や施策の効果を示す指標の検討が必要となります。また、自然災害の頻発化への対応や生物多様性の保全など、環境や社会の変化への対応にも寄与する取組も推進していることから、指標の検討に当たってはそうした視点も取り入れるとともに、それらのデータを解析・評価できるような支援部隊（施策調査専門委員会の委員に加え、県の研究機関や外部のシンクタンクで構成するチーム等）の設置を検討するなど、より効果的に順応的管理を回す仕組みの検討も必要です。＜No. 2、7、9＞

(3) 市民事業専門委員会

- 市民事業専門委員会では、「NP0等が行う事業を支援する仕組みに関すること」、「対象事業の審査に関すること」を所掌事項に、これまでの水源施策において、延べ277団体425事業に対し、1億円を超える財政的支援を行うとともに、団体相互のネットワーク形成や活動の自立化等が図られるよう市民事業交流会として、ワールド・カフェ方式による意見交換会やファンドレイジング講座の開催など、財政面以外の支援にも取り組んできました。その結果、県内各地で様々な活動が行われるなど、県民主体の取組を推進することができたと考えています。2027（令和9）年度以降の水源施策においても、かながわの水源環境を県民共有の財産として、県民全体で支える取組を推進できるよう、引き続き、市民団体等への支援を行うことが必要です。
- 従来の補助制度では、団体の自立を目的としていたため、スタンドアップ（定着支援）やスキルアップ（高度化支援）といった部門を設定し、補助期間の限度は最長5年としていました。しかし、継続性に限界があるといった課題がみられること、また、地域社会への貢献などにも着目し、今後は、県民参加のもと、多くの団体に長く水源環境の保全・再生に取り組んでいただくことを目的に、補助期間の延長（最長10年など）や先進的な取組を行う団体への補助上限額の拡大、資機材の更新費用への補助など、過去に補助を受けた団体からのニーズ等も踏まえた、新たな支援制度の検討が必要です。（表2参照）＜No. 14、15、16、17、18＞
- 団体が行う様々な活動に対し、柔軟に支援ができるよう、従来の支援制度に加え、単発イベントなどに対する支援の拡充なども検討し、水源施策の取組を促進することも重要です。（表3参照）＜No. 19＞

＜表2：2027年度以降の新たな補助制度案＞

申請区分		補助上限額	補助率	対象経費
A. 13事業に類する事業	①森林（里山林含む）の保全・再生事業 （間伐、枝打ち、下草刈、植樹、植替え、シカの捕獲等）	50万円 （100万円※1）	10/10	事業の実施に直接要する経費※3
	②間伐材の利活用促進事業 （間伐材を利用した製品の製作等）			
	③河川・地下水の保全・再生事業 （河川の浄化対策、地下水かん養対策等）			
	④普及啓発・教育事業 （都市部住民との交流事業）			
	⑤調査研究事業 （水源環境モニタリング等）			
	⑥その他の事業 （生活排水処理対策等）			
B. 資機材の購入・更新※2	13の事業に類する事業	累計50万円		事業の実施に直接要する経費

※1 ①～⑥の事業で先進的な取組（今後神奈川のモデルとなるような取組）である場合

※2 資機材の更新の場合のみ、Aの申請に関わらずBのみ申請可能

※3 食糧費は補助対象外（熱中症対策の飲料は可）

＜表3：団体が行う単発イベントへの補助制度案＞

申請区分	補助上限額	補助率	対象経費
神奈川県内で行う13事業に関するイベント	10万円	10/10	謝金、役務費、需用費、備品費（容易に他の目的に使用できるものを除く）、使用料・賃借料等

(4) 事業モニターチーム

- ・ 事業モニターチームは、公募委員を中心に、県民目線での特別対策事業のモニター（点検）の実施及び評価結果のとりまとめを行ってきました。事業モニターの実施に当たり、県民意見を取り入れ、順応的管理を回すためには、当チームだけではなく、有識者、特に施策調査専門委員会と連携し、事業モニターに取り組む必要があります。なお、現在、新たな実施方法を検討していますが、その結果を踏まえ、2027（令和9）年度以降の事業モニターをより効果的なものとするのが重要です。＜No. 22＞
- ・ 事業モニターの実施結果については、現在、県民会議において、紙資料で報告を行っていますが、モニター箇所で行われる情報や現場の臨場感など、情報をより正確かつ効果的に伝えるためには、動画による共有も有効です。なお、撮影した動画に関しては、県民会議での報告にとどまらず、県民フォーラムでの活用や、今後の20年間の事業を評価する際の貴重な情報源となることから、必要に応じ、専門の業者へ撮影を委託するなど検討が必要です。＜No. 23＞

(5) 情報発信チーム

- ・ 情報発信チームは、公募委員を中心に、水源施策に関する県民意見の集約及び県民への情報提供の役割を担ってきました。水源施策開始以降、19年間で計60回の県民フォーラムを開催し、延べ15,000名以上の方に参加いただくとともに、4,000件を超える県民意見を収集してきました。しかし、水源環境保全税の認知度は、直近4か年の県民フォーラムのアンケート結果によると、約3割から4割程度にとどまることから、引き続き、県民会議としても普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 県民への情報発信については、シンポジウムやもり・みずカフェなど、対面の県民フォーラムだけでは周知できる人数に限りがあるため、インターネットなどを活用し、より効果的に多くの方へ情報発信できる仕組みの検討が必要です。例えば、動画（YouTubeやInstagram等のSNS）での配信や漫画の作成など、水源施策に関心がない方や幅広い世代の方にも分かりやすく、気軽に情報を入手できる方策を検討することが重要です。＜No. 24、25、26＞

(6) その他

- ・ 2027（令和9）年度以降に県や市町村が取り組む「都市部住民との交流事業」のように、県民の方が実際に水源地域を訪れ、現地での水環境学習や体験イベントなどを通して、水源環境の保全・再生に取り組む重要性を理解いただけるような普及啓発も重要と考えます。＜No. 31＞
- ・ 水源施策は県だけではなく、市町村が行う事業への補助も行っています。2027（令和9）年度以降、順応的管理を着実に実践するため、これまで以上に市町村との関連を重要視し、水源施策に取り組む必要があります。＜No. 32＞

6 参考資料

○神奈川県ホームページ「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/>



○神奈川県ホームページ「水源環境保全・再生かながわ県民会議」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p1188158.html>



○神奈川県ホームページ「水源環境保全・再生かながわ県民会議の概要」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23088.html>



○神奈川県ホームページ「施策調査専門委員会の概要」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23138.html>



○神奈川県ホームページ「市民事業専門委員会の概要」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23283.html>



○神奈川県ホームページ「事業モニターチームの活動」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p817987.html>



○神奈川県ホームページ「情報発信チームの活動」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/jyouthouhassinteam.html>



○神奈川県ホームページ「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題（点検結果報告書）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p1110564.html>



○神奈川県ホームページ「総合的な評価（最終評価）報告書暫定版」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/kenminkaigi/zanteiban.html>



○神奈川県ホームページ「大綱期間終了後の取組に関する意見書（令和6年3月29日）」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/ikensyo240329.html>



○神奈川県ホームページ「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23516.html>



○神奈川県ホームページ「かながわ水源環境保全・再生基本計画」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p26012801.html>



○神奈川県ホームページ「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/keikaku/1th_keikaku.html

